

佐世保市フッ化物洗口推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちのむし歯予防対策を推進するために実施する、佐世保市フッ化物洗口推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（市が設置し、又は運営する施設（指定管理者の管理する施設を含む。）又は事業を除く。）を運営する団体の代表者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (7) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外の保育施設

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）に、補助事業者が当該施設で実施したフッ化物洗口事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、第3号に掲げる経費については、過去に同じ経費に係る補助金の交付を受けたことのない場合に限る。

- (1) フッ化物洗口に必要薬剤費（ミラノール又はオラブリス）
- (2) フッ化物洗口に必要消耗品費

- (3) 薬品保管庫及び食器乾燥機の購入経費
(補助額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる金額を合計した額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する経費の実支出額の合計（保護者負担額等の収入がある場合は、これを除いた額）と別表の基準額を比較して少ない方の額
- (2) 前条第3号に規定する経費の実支出額（保護者負担額等の収入がある場合は、これを除いた額）と5,000円を比較して少ない方の額
(交付申請書の提出)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各年度ごとに市が定める期日までに、佐世保市フッ化物洗口推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認められる場合は、補助金の不交付を決定し、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、佐世保市フッ化物洗口推進事業実績報告書（様式第2号。以下「実績報告書」という。）に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 佐世保市フッ化物洗口推進事業補助金交付請求書（様式第3号。以下「交付請求書」という。）
- (2) 前条第2項の規定による通知の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 購入物品の設置状況が確認できる写真（第4条第3号に掲げる経費に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受けた場合においては、その報告に係る

補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(様式の特例)

第10条 第6条に規定する交付申請書並びに第8条に規定する実績報告書及び交付請求書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の予算に係る補助金について適用する。

別表（第5条関係）

| | |
|-----|--|
| 基準額 | <p>以下の計算式により算出した金額とする。ただし、当該施設における実施者の期間率が異なる場合は、それぞれの期間率ごとに同計算式により算出し、それらを合計した金額とする。</p> <p>〔計算式〕</p> <p>「772円」×「期間率」×「実施者数」</p> <p>ただし、算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>※期間率…フッ化物洗口を実施する月数（実施開始日の属する月から実施最終日の属する月までの月数） ／12</p> <p>※実施者数…当該施設でフッ化物洗口を行った児童の人数</p> |
|-----|--|